

Let's Join!! #みんなの 国勢調査

全16問 **回答義務**

回答時間 約10min
調査の対象 日本に住む全世帯

インターネット回答期間
9/14(月)～10/7(水)
調査票(紙)での回答期間
10/1(木)～10/7(水)

国勢調査2020
https://www.kokusei2020.go.jp/

国勢調査2020

総務省統計局・都道府県・市区町村

通知カードの発行手続等の廃止について

令和2年5月25日で、通知カードの新規発行・券面記載事項変更・再交付申請等の手続が終了しました。

～5月25日以降の通知カードの取扱いについて～

①通知カードをお持ちの場合、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、引き続き通知カードで個人番号を証明する書類として使用できます。

②5月25日以後、氏名、住所等の記載事項の変更がある方は、マイナンバーカード又は個人番号が記載された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書で個人番号の証明が可能です。

※初めて個人番号が付番される人には「個人番号通知書」が送付されます。

●問い合わせ

弓削 住民課 ☎77-2503
生名 住民課 ☎76-3000
岩城 住民課 ☎75-2500
魚島 住民福祉課 ☎78-0011

愛媛 MP 公式戦中止について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度の上島町開催、愛媛 MP 公式戦につきましては、中止といたします。

なお、プロ野球独立リーグ・四国アイランドリーグplusは、開幕しておりますので、引き続き愛媛 MP への応援をよろしくお願い致します。

●問い合わせ 教育課 ☎77-2128

食中毒防止の三原則

- 調理だけでなく、調理中や生肉と生魚に触れた後、トイレの後など、こまめに手を洗いましょう。
- 生肉や生魚を扱ったまな板や包丁などの器具は、使用ごとに十分洗いましょう。
- 生鮮食品は購入後すぐに冷蔵庫に入れましょう。
- 調理した食品は早めに食べましょう。
- テイクアウトや宅配される食品は、店内で提供する食品と比べて調理してから食べるまでの時間が長くなるため、持ち帰った後は早めに食べ切りましょう。
- 加熱して食べる食品は、中心部まで十分火を通しましょう。
- 使用したまな板、包丁、ふきん、スポンジなどは、漂白剤や熱湯を使用して消毒しましょう。

菌を

つけない!

菌を

増やさない!

菌を

やっつける!

●問い合わせ 今治保健所生活衛生課
☎0898-23-2500(代)
☎0898-23-2531

特別定額給付金の申請はお済みですか?

上島町では、現在、特別定額給付金の申請受付をしており、受付期限は8月18日までです。まだ申請が済んでいない方は、申請忘れのないようお早めにお手続きください。なお、申請書が届いていない、申請書を破損・紛失してしまった場合は、役場住民課または住民福祉課までご連絡ください。

●問い合わせ

弓削 住民課 ☎77-2503
岩城 住民課 ☎75-2500
生名 住民課 ☎76-3000
魚島 住民福祉課 ☎78-0011

オープンキャンパス

県立新居浜産業技術専門学校

本校の概要(科目、資格、就職先等)説明と実習風景の見学や体験とおして進路選択の参考にお役立てください。

●科目
メカトロニクス科、自動車

整備科、メタル技術科(高等学校卒業者を対象とした2年間課程)

●実施日程

8月21日(金)【体験型】
8月28日(金)【体験型】
9月26日(土)【体験型】
※9時～11時40分

●申込み・問い合わせ

愛媛県立新居浜産業技術専門学校
〒792-0060
新居浜市大生院1-233-2
☎0897-1431-4123
☎0897-1411-9880

●感染症拡大防止対策を講じたうえで実施します。

マスクの着用や手洗いの実施。また体調不良や感染症拡大地域を訪問(直近2週間)した場合は遠慮いただく等の感染症拡大防止策への協力をお願いします。

令和3年度愛媛県立農業大学校学生募集について

●学科・コース

【総合農学科】
農産園芸コース・果樹コース・畜産コース

●募集人数
3コース合わせて55人

上島町景観条例について

上島町では良好な景観形成を図るため、次に掲げる行為のうち、一定規模を超える行為は届出が必要となります。

届出対象行為の種別	対象となる規模等
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	○高さ13mまたは延べ面積1,000㎡を超えるもの (修繕、模様替、色彩の変更は、上記規模を超える建築物で変更面積が外観の過半となるもの)
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	○高さ5mを超える擁壁類 ○高さ30mを超える鉄塔類 ○高さ13mまたは築造面積1,000㎡を超えるその他の工作物 (修繕、模様替、色彩の変更は、上記規模を超える建築物で変更面積が外観の過半となるもの)
開発行為(建築物の建築または工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)	○3,000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他土地の形質変更	○1,000㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○土石の堆積：高さ5mまたは面積1,000㎡を超えるもの ○廃棄物、再生資源その他の物件の堆積：高さ5mまたは面積500㎡を超えるもの ※ただし、それぞれの堆積期間が30日を超えて継続しないものは除く

※当該行為を行う場合は、①行為の種類、②場所、③設計または施工方法、④着手予定日、⑤その他景観法施行規則第2条で定める事項を上島町に対して届出が必要となりますので、ご注意ください。

●問い合わせ 企画情報課 ☎77-2500

●受験資格
学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者(卒業見込み含む)

●募集人数
10人
リダー養成コース
●受験資格
都道府県立農業者研修校(卒業見込み含む)者(卒業見込み含む)者
学校教育法による専門学校、短期大学、大学を卒業した者(卒業見込み含む)

●問い合わせ
愛媛県立農業大学校
☎0891-977-3261
12月7日(月)～12月21日(月)